3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十六条の見出し中「実施」を「実施方法」に改める。

第三十七条第一号中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条　削除

第四十二条第六項中「及び写し一通」を削る。

第四十三条第一項中「（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員。次項において同じ。）」を削る。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

第四十七条の見出しを「（施設定期検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「施設に係る施設定期検査」を「事項」に改め、「（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条　削除

第五十四条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する審査開始日の一月前までに原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号

三　審査を受けようとする定期事業者検査の範囲

四　定期事業者検査の主な実施場所

五　審査を受けようとする期日

第五十四条に次の三項を加える。

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　定期事業者検査に関する規程

三　定期事業者検査の要領書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第五十六条第一項第三号中「教育訓練に係る事項」を「教育訓練に関する事項」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条　削除

第七十七条第一項第一号中「、研究開発段階発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び設備の基準を定める規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準」という。）第二条第二項第十号に規定する重大事故等対処設備（同規則第三十九条第一項に規定する常設設備に限る。）を設置する同規則第二条第二項第十号に規定する重大事故等対処施設に属する機器及び構造物」を「並びに研開炉設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）」に改める。

第八十七条第三項第十七号中「発電用原子炉施設（廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。）の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。」を「発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。」に改める。

第九十一条第一号及び第十九号中「認可を受けようとする」を削る。

別表二を別表第二に改める。

様式第五中「第68条第7項」を「第68条第6項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあっては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者（同等の区分の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項及び第8項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する者並びに国際特定活動実施者については第59条第6項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条　削除

第四十九